

## 業務委託随意契約結果表

| 公表事項           | 内容  |
|----------------|---|
| 業務主管課所名        | 消防局総務部消防施設課   |
| 件名             | さいたま市西消防署外13施設庁舎清掃業務  |
| 履行場所           | さいたま市西区西大宮3丁目48番地外  |
| 契約締結日          | 令和5年6月13日   |
| 契約の相手方名        | 協働美装株式会社  |
| 契約金額           | 4,510,000円  |
| 随意契約によることとした理由 | <p>本業務は消防庁舎の清掃業務である。<br/>当初、指名業者5者による指名競争入札を実施したが、落札者がなかった。改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約によることとし、入札参加者の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該業者が応じたため随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p> |

## 業務委託随意契約結果表

| 公表事項               | 内容   |
|--------------------|--|
| 業務主管課所名            | 消防局警防部指令課  |
| 件名                 | 西消防署無線機器移設業務   |
| 履行場所               | さいたま市西区西大宮3-48西消防署外  |
| 契約締結日              | 令和5年6月13日  |
| 契約の相手方名            | 東日本電信電話株式会社<br>埼玉事業部   |
| 契約金額               | 21,450,000円  |
| 随意契約によること<br>とした理由 | <p>西消防署中規模修繕工事に係る各執務室の移転に伴い、西消防署庁舎内に設置している東日本電信電話株式会社埼玉事業部が整備した無線機器を各移転先に仮移設し、消防体制を継続させるとともに、修繕工事終了後に所定の場所に再移設するものである。</p> <p>当該機器は既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施行者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じることから、当該無線機器の整備業者である同者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> |

## 業務委託随意契約結果表

| 公表事項               | 内容   |
|--------------------|--|
| 業務主管課所名            | 消防局警防部指令課  |
| 件名                 | 西消防署消防用高所カメラ機器移設業務   |
| 履行場所               | さいたま市西区西大宮3-48西消防署外  |
| 契約締結日              | 令和5年6月13日  |
| 契約の相手方名            | 東日本電信電話株式会社<br>埼玉事業部   |
| 契約金額               | 7,480,000円   |
| 随意契約によること<br>とした理由 | <p>西消防署中規模修繕工事に係る各執務室の移転に伴い、西消防署庁舎内に設置している東日本電信電話株式会社埼玉事業部が整備した消防用高所カメラ機器を各移転先に仮移設し、消防体制を継続させるとともに、修繕工事終了後に所定の場所に再移設するものである。</p> <p>当該機器は既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施行者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じることから、当該機器の整備業者である同者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> |

## 業務委託随意契約結果表

| 公表事項               | 内容   |
|--------------------|--|
| 業務主管課所名            | 消防局警防部指令課  |
| 件名                 | 南消防署東浦和出張所無線機器移設業務   |
| 履行場所               | さいたま市南区大字大谷口5668番地南消防署東浦和出張所外  |
| 契約締結日              | 令和5年6月13日  |
| 契約の相手方名            | 東日本電信電話株式会社<br>埼玉事業部   |
| 契約金額               | 19,800,000円  |
| 随意契約によること<br>とした理由 | <p>本業務は南消防署東浦和出張所中規模修繕工事に伴い、南消防署東浦和出張所庁舎内に設置している東日本電信電話株式会社埼玉事業部が整備した無線機器を各移転先に仮移設し、消防体制を継続させるとともに、修繕工事終了後に所定の場所に再移設するものである。</p> <p>当該機器は既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施行者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じることから、当該無線機器の整備業者である同者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> |

## 業務委託随意契約結果表

| 公表事項               | 内容   |
|--------------------|--|
| 業務主管課所名            | 消防局警防部指令課  |
| 件名                 | 消防団員の処遇改善に伴う消防事務システム改修業務   |
| 履行場所               | さいたま市浦和区常盤6-1-28さいたま市消防局外  |
| 契約締結日              | 令和5年6月9日   |
| 契約の相手方名            | 富士通Japan株式会社<br>埼玉支社   |
| 契約金額               | 4,621,100円   |
| 随意契約によること<br>とした理由 | <p>本業務は富士通Japan株式会社が整備した「さいたま市消防緊急情報システム(指令・情報)」で運用中の消防事務システムに、消防団出動旅費を出動手当から出動報酬に改めたことに伴うソフトウェアの改修業務である。</p> <p>本システムは富士通Japan株式会社が独自に開発・構築したシステムであり、プログラムの著作権も同者が保有していることから、他の者によるシステム改修はできない。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> |

## 業務委託随意契約結果表

| 公表事項               | 内容   |
|--------------------|--|
| 業務主管課所名            | 消防局警防部指令課  |
| 件名                 | 西消防署指令関連装置移設業務   |
| 履行場所               | さいたま市西区西大宮3-48西消防署外  |
| 契約締結日              | 令和5年6月9日   |
| 契約の相手方名            | 富士通Japan株式会社<br>埼玉支社   |
| 契約金額               | 26,565,000円  |
| 随意契約によること<br>とした理由 | <p>本業務は西消防署中規模修繕工事に係る各執務室の移転に伴い、賃貸借契約に基づき富士通リース株式会社関東支店が西消防署庁舎内に整備した指令関連装置を各移転先に仮移設し、消防体制を継続させるとともに、修繕工事終了後に所定の場所に再移設するものである。</p> <p>当該システムは富士通リース株式会社関東支店との賃貸借契約により調達したシステムであり、当該システムの整備業者である富士通Japan株式会社埼玉支社以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じることから、当該システムの整備業者である同者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> |

## 業務委託随意契約結果表

| 公表事項               | 内容   |
|--------------------|--|
| 業務主管課所名            | 消防局警防部指令課  |
| 件名                 | 南消防署東浦和出張所指令関連装置移設業務   |
| 履行場所               | さいたま市南区大字大谷口5668番地南消防署東浦和出張所外  |
| 契約締結日              | 令和5年6月9日   |
| 契約の相手方名            | 富士通Japan株式会社<br>埼玉支社   |
| 契約金額               | 26,653,000円  |
| 随意契約によること<br>とした理由 | <p>本業務は南消防署東浦和出張所中規模修繕工事に係る各執務室の移転に伴い、賃貸借契約に基づき富士通リース株式会社関東支店が南消防署東浦和出張所庁舎内に整備した指令関連装置を各移転先に仮移設し、消防体制を継続させるとともに、修繕工事終了後に所定の場所に再移設するものである。</p> <p>当該システムは富士通リース株式会社関東支店との賃貸借契約により調達したシステムであり、当該システムの整備業者である富士通Japan株式会社埼玉支社以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じることから、当該システムの整備業者である同者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> |